

一般質問通告書

次の件について、会議規則第60条の規定により、一般質問の通告をいたします。

(全体所要時間 60 分)

令和2(2020)年 6 月 1 日 午前 時 分 受付

広陵町議会議員 八尾 春雄 印

広陵町議会議長 坂野 佳宏 様

質問の要旨(できるだけ具体的に)	答弁者
<p>質問事項(1) 特定給付金 10 万円の申請手続きについて</p> <p><内容> 前宣伝と異なり、郵送による申請よりマイナンバーカードを利用した電子申請の場合にかえって時間を要しているとのことである。</p> <p>① 給付金申請の書類にわざわざ辞退欄を設けている。誤解されないか。</p> <p>② 町からみて、住民は「者」か、それと「方」か。また申請の宛名を自ら「殿」と自尊表現を用いているが不適切ではないのか。さらに、受給権を世帯主に限定したのは前近代的な家族観の影響があるのではないか。</p> <p>③ この給付金を「収入認定しない」ことの意義は何か。コロナ禍の影響で他にも様々な給付金制度が新設されているが、収入認定する給付金もあるのか。</p> <p>④ (これより電子申請について) 1) カードリーダーがなくても申請することはできるのか。 2) 暗証番号失念の場合は役場窓口でなければ復旧できないのか。 3) 同一世帯家族の手入力の手入力の件数とその内容はどうか。</p> <p>⑤ 広陵町のマイナンバーカードの普及率は 15%とのことである。85%の町民はこのカードを持たないこととしており賢明な判断と言わなければならない。マイナンバーカード制度が今回のことで金がかかる割には時間と労力を要する代物であることがはっきりした。これからの窓口勧奨は抑制すべきである。</p>	町長
<p>質問事項(2) 水道基本料金 3 か月無償分は奈良県に負担を求めてほしい</p> <p><内容> 去る 5 月 18 日広陵町議会(臨時会)において水道基本料金を 3 か月無償とすることが決まり住民からも歓迎されている。</p> <p>① 町長の説明によれば、周辺自治体からも奈良県負担を求める声が出ているとのことだが、その後の取り組みの結果はどうか。関係者で協議する機会を設けたのか。奈良モデルの精神を発揮してぜひ知事を説得してほしい。</p> <p>② 関連して、下水道料金の 10 円(税込 11 円)引き上げを審議会は答申しているが状況に大きな変化があることをふまえ「当面改定しない」ことを宣言してもらいたい。下水道は第二浄化センターを箸尾に設置することにもなう歴史的経緯があり、県の指導責任が大きく影響している。</p>	町長

質問の要旨(できるだけ具体的に)	答弁者
<p>質問事項(3) 宗教施設の目的外使用について</p> <p><内容>先の町議会議員選挙で宗教施設・土地を選挙事務所(後援会事務所)に使用した事例が発生した。</p> <p>① 住民税法第 348 条で固定資産税の非課税の範囲について定めがあり、「2 固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。(中略)三 宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法人法第三条に規定する境内建物及び境内地(旧宗教法人令の規定による宗教法人のこれに相当する建物、工作物及び土地を含む。)」とある。</p> <p>町の税務当局はこの事態に対してどのように対応したのか。</p> <p>② 政治活動用看板(「後援会連絡所」と記されている)が他の寺の駐車場に設置されている。寺が政治家の連絡を担当するのは適正か。</p>	町長
<p>質問事項 (4) 3密を避けるために、今こそ少人数学級編成を進めてほしい</p> <p><内容></p> <p>① 教員・職員の体制は今般のコロナ対応でどのように強化されるのか。雇用形態別にはどうか。例えば、会計年度職員の枠で採用するならば、従来にも増して教員体制の不安定化につながることを心配している。</p> <p>② 学習指導要領で定めた中身は全部できないのではないか。時間短縮か省略以外ではどのような方策が考えられるのか。子どもたちが学ぶことを喜ぶようにしないと「勉強嫌い」が増加してしまう。</p>	教育長
<p>質問事項 (5) 自転車の安全走行について</p> <p><内容>3 月議会で自転車の安全走行について取り上げ、特に歩車分離交差点での危険走行(「歩」が青信号になってから自転車に乗って走行する行為)を指摘した。継続して自転車の安全走行を取り上げたい。</p> <p>① これらの事実から「歩車分離交差点」が必ずしも安全とは言えず、急激な拡大を抑制し見直すように申し入れたがその後何らかの取り組みをしたか。</p> <p>② ながらスマホでの走行、傘を手に持った片手走行、ものを持たないがほぼ常時片手走行、イヤホンで音楽やラジオを聞きながら等の走行、歩道上を走行している場合に歩行者に鈴で道をあけるように求める走行等はいずれも危険走行(安全運転義務違反の走行)に該当すると認識しているが、間違いないか。危険走行に遭遇した場合には、気の付いた住民がその場で注意を与えるべきなのかどうか。</p> <p>③ 自転車専用レーンが設置されている場合は、自転車は自転車専用レーンの走行が義務付けられており、歩道上の走行は子どもであっても違反になるのか。</p>	町長
<p>お願い:第一回目の質問は7分を予定している。町の答弁は15分程度におさめてもらいたい。</p>	